

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		令和5年度第1回豊島区成年後見等利用促進協議会
事 務 局		豊島区 保健福祉部 自立促進担当課 豊島区民社会福祉協議会 地域福祉課
開 催 日 時		令和5年7月20日（木）18時30分～20時30分
開 催 場 所		としま区民センター 7階 701～703 会議室
議 題		(1) 委員委嘱 (2) 会長、副会長の選出 (3) 豊島区の取り組みと課題について (4) 豊島区成年後見制度利用促進基本計画の見直しについて (5) 今後の事業実施予定について
公開の 可否	会 議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
出席者	委 員	中島修（会長）、森野嘉郎（副会長）、井藤智子、笠原美和子、石川敏之、遠藤昌久、酒井由美子、平松知実、安倍英一郎、浅輪かな江、中島裕子、松本紀生、磯崎たか子、松並孝二、吉田京可、田中真理子、田中慎吾（代理）
	オブザーバー	（豊島区） 高齢者福祉課長、障害福祉課長、生活福祉課長、西部生活福祉課長、福祉総務課計画グループ係長 （豊島区民社会福祉協議会） 地域福祉課権利擁護支援担当チーフ
	事務局	（豊島区） 自立促進担当課長、自立促進担当課事業推進グループ係長、自立促進担当課事業推進グループ主任 （豊島区民社会福祉協議会） 地域福祉課長、地域福祉課権利擁護支援担当チーフ、地域福祉課権利擁護支援担当主事

審 議 経 過

	<p>1. 開会</p> <p>(1) 田中保健福祉部長よりあいさつ</p> <p>(2) 委員委嘱状交付</p> <p>(3) 委員及び事務局職員、オブザーバー職員の自己紹介。</p> <p>(4) 会議録について</p> <p style="padding-left: 40px;">会議は非公開、議事録は公開することで了承される。</p>
	<p>2. 会長及び副会長の選出</p> <p style="padding-left: 40px;">委員互選により会長には中島修委員を選出した。</p> <p style="padding-left: 40px;">会長の指名により副会長には森野嘉郎委員を選出した。</p>
事務局	<p>3. 議事</p> <p>(1) 豊島区の取り組みと課題について</p> <p style="padding-left: 40px;">資料 1-3 及び 1-4 に基づき説明を行う。</p>
事務局	<p>(2) 豊島区成年後見制度利用促進基本計画の見直しについて</p> <p style="padding-left: 40px;">資料 1-5 に基づき説明を行う。</p>
会長	<p>意思決定支援は、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者の方々が「自分の人生は自分で決める」というのが基本で、家族や福祉施設、ケアマネジャーなど、身近な方の存在が重要になる。地域連携ネットワークの構築・充実により、成年後見人だけが頑張るような制度運用ではなく、本協議会のような会議体が必要になる。</p>
副会長	<p>区や社協の中でも、権利擁護への関心が高まっている。「サポートとしま」で行っている弁護士の専門相談も、単に窓口を設けるだけではなく、アウトリーチのような形で行っている。</p> <p>専門相談以外のことでも、専門職が気軽に動き手続きがしやすくなれば、より区民が利用しやすくなる。新しいことを始めるよりも、今までやってきたものを充実させることが重要だ。地域のネットワークを活用して、様々な情報を区民へ周知しやすい仕組みを考える必要がある。</p>

会長	豊島区は区長申立件数が他地域に比べると多いが、どうしても高齢者中心で、障害者の方の区長申立件数は少ない。また、全国的な流れと同様に豊島区においても成年後見制度の利用数は伸びていない。一方、全てのケースで成年後見制度を利用することが良いわけではない。
A 委員	普段は地域福祉権利擁護事業の生活支援員として活動しており、何件か法定後見制度の移行にあたって、専門職に後見人をお願いしたことがある。その中で、成年後見制度に移行するという話だけが先行してしまい、日常生活自立支援事業でまだやれたことがあると感じた事案があった。
会長	現在は、本人が後見類型になった時点で成年後見制度を利用する方が多い。ただ、国はその前の段階から検討するように言っており、そのような観点からすると、その専門職の方のアドバイスは適切だったかもしれない。
B 委員	ケアマネジャーや地域包括支援センターが、本人の意思を無視して成年後見制度への移行を進めることはなく、高齢者福祉課にもケースの報告をして、法定後見に結びつける必要性の有無を確認している。本人への関わり方や気持ちの入れ方、入れ込み方は、人や立場によって異なると思うが、多職種で検討しながら話を進めていることだけは申し上げておきたい。
C 委員	成年後見制度には “使わない方がよい” という負のイメージがあるように感じている。使いやすい制度となればよいが、民法改正を含めて、新しい動向を踏まえながら見ていく必要がある。
D 委員	成年後見制度については、類型の一元化という話も出ている。後見人等に付与される同意権、代理権は本人にとって必要な範囲に限り、個別に付与されるよう制度改正されるとよいが。
会長	後見類型になると本人の権限が制限されるため、限定的であれば本人の意向も尊重されやすくなる。それについては今後も国の方で議論するだろう。豊島区では権利擁護支援方針検討会議が始まったということだが。

副会長	権利擁護支援方針検討会議により、適正かつ多角的な判断が迅速にできるようになったと思うが、法律職や福祉職以外のメンバーがいてもよいと感じている。
C 委員	今後、検討を蓄積することで色々なものが見えてくるのではないかな。
D 委員	どの事案も成年後見人が就けば解決するものではなく、本人がどこで生活をしたいのか、居所をどこにするのか、財産はどのぐらいかといった色々な話が出てくる。そのなかで、具体的に後見等の申立てにかかる日数や、それまでどのように本人を支援していくのかといったことまで話すことができるので、とても有意義な会議ではないかと思う。
事務局	権利擁護支援方針検討会議は、支援方針を迅速に決定するというよりは、どういう方が本人にとって権利擁護の視点で見守っていただけるかを専門家の様々な知見をいただきながら検討できることが最大のメリットだと考えている。今年度からスタートしたものなので、課題を把握しつつ改善していきたい。
会長	区長申立の所管課からもお話しを伺いたい。
オブザーバー	区長申立案件は複雑なものが多く、親族にも連絡が取れない事例もあり、情報が集められないこともある。その状況も含めて専門職にご意見をいただけることに担当の職員も心強く感じている。
オブザーバー	本人の生活が立ち行かなくなり、親族からの援助が得られない場合、本人の権利を守るという視点に立ち、区長申立を判断する必要がある。本人の人生に関わる問題であるため、権利擁護支援方針検討会議の存在は心強いと感じている。
会長	成年後見制度や権利擁護の仕組みをどう見ているのか、現場の方の声をお聞きしたい。
E 委員	自分が支援している中では、よくわからず高額な契約をしてしまう方がいる。成年後見制度はこうした場合に活用できるものだと思うが、利用している方が周りにはいないこともありこれから勉強していきたい。

	い。
会長	成年後見制度を利用し始めるとやめることができないため、利用を躊躇する方もいるかと思う。当事者団体としてはいかがか。
F 委員	一度始めたらやめられないという点と、「親として私の子の面倒をみる」という気持ちが強すぎるという点で、成年後見人を立てることが難しいという現状がある。
G 委員	金融機関では支援の必要な方を発見する機会が非常に多い。通帳やキャッシュカードの再発行を手伝うことはできるが、その背景にある生活上の課題について金融機関だけで支えるには限界がある。地域包括支援センターや社会福祉協議会への相談を金融機関側からも積極的に行い、支援が必要な方を早めに発見していく取組みが必要と考えている。 また、高齢者の財産を管理している方が隠匿したり、財産を不正に利用したりすることを防止するために、全国の金融機関では、口座取引で一定以上の引き出しがあれば、必ず本人や家族に連絡をする。取引内容に説明がつかなければ、口座を停止したり、成年後見人等が就いている方に関しては積極的に家庭裁判所や国家公安委員会に報告を挙げたりしている。また、そうした対応をするということも成年後見人等にもお知らせし、不正の未然防止に取り組んでいる。
会長	不正防止については、家庭裁判所もかなり厳しく見ている。全国銀行協会等の動きで言えば、死後事務に関して、少し規制を緩和して、一定のお金を動かせるようにするなど柔軟な対応を検討しているという。そうした点は、終活あんしんセンターの動きと絡んでくると思う。
G 委員	金融機関側からは、いきなり成年後見制度利用というのはハードルが高く、実情に合わない。本人の判断能力が低下してから成年後見制度の利用に至るまでの支援が重要であるため、地域福祉権利擁護事業の利用件数が増えた方がよいと思う。
会長	海外では任意後見が圧倒的に多く、国も任意後見を推進したいと考えている。ただ、なかなか日本では伸びていないと思うがどうか。

H 委員	<p>池袋公証役場での任意後見契約はここ数年伸びている。ただ、任意後見契約を結んでもどのように活用されているか実態が見えていない。そのなかで実態を把握し、実効的な制度としていく必要がある。また、当協議会設置要綱の「家庭裁判所との情報交換やチーム支援」とはどういうことなのかよくわからない。</p> <p>議論したいことは2点ある。1つ目は、成年後見制度を利用したいと思った時にどうサポートしていくのか。つまり、潜在的な需要をどう掘り起こしていくのか。2つ目は、法定後見制度、任意後見制度、地域福祉権利擁護事業の境目、どのレベルの時にどの制度を利用すれば効果的なのか。そのために関係者団体とどう連携していくのか、議論して提示してもらいたい。</p>
会長	<p>今後は任意後見利用者数が伸びていくのではないかと思う。協議会設置要綱に記載されている目的は、中核機関の役割と関連しているところが多いと思うが、事務局としていかがか。</p>
事務局	<p>制度の改善については国の検討事項だが、運用については地域の中で連携して取り組んでいける部分だと思う。皆様のご協力をいただきながら考えていきたい。</p>
I 委員	<p>権利擁護支援方針検討会議の資料を見ると成年後見制度申立の半数が認知症によるものであることに驚いている。家族による介護について、誰が面倒をみるのか、お金はどうするのかという話が出ることはあるが、成年後見制度についてよく知られていない。周知活動により、上手くつながるように検討してもらいたい。</p>
J 委員	<p>お元気な方は民生委員との関わりが持てる一方、訪問をしてもインターフォン越しで応答しない人もいる。支援を必要としている人に手を差し伸べるためには、「サポートとしま」の力が必要。支援が必要な人々を、コミュニティソーシャルワーカーや地域包括支援センター、子ども家庭支援センターなどのネットワークの中で繋げている。</p>
会長	<p>このような話を聞くと、終活あんしんセンターの役割も重要になってくるが、地域包括支援センターの立場ではどうか。</p>
B 委員	<p>元気なうちに終活を考える方が増えているため、終活あんしんセンタ</p>

	<p>一へつなぐなどし、終活あんしんノートの情報提供をしている。</p>
事務局	<p>「サポートとしま」には、すでに判断能力が低下した方の相談が多くあり、元気なうちにご本人の意思を踏まえた相談を受けられるよう、令和2年度から豊島区終活あんしんセンターを開設している。開設後は、判断能力が低下する前の方からの相談が多くなり、任意後見や遺言、専門相談を一体的に行うことのメリットを感じている。</p>
K 委員	<p>成年後見制度自体が使いづらいため、限定的に利用できる特別代理人のような、スポット的に本人の意思決定に関わるなどの使い分けができると制度自体もいろんなニーズに応えられると感じた。</p>
L 委員	<p>任意後見の相談が増えてきた。面倒をみてくれる家族がいるケースと異なり、身寄りのいない単身高齢者はもしもの時にどうするのか、誰にも頼れない方が多くいる。そのような支援が必要な方を探し出すことが重要だ。</p>
M 委員	<p>当院には毎月数千名の患者が来るが、成年後見制度の類型診断で来院する人は年間7~8名で、大抵区の職員が同伴してくる。精神障害の人は症状が重くても、核となる部分はしっかりしており、自立している人が多い。ただ、高齢になって判断能力が低下しても成年後見制度の相談に来る方は少ない現状がある。</p>
事務局	<p>(3) 今後の事業予定について 資料1-6に基づき説明を行う。</p>
会長	<p>先ほどお話しがあったが、この協議会として大事なテーマは、成年後見制度を周知して、いかに区民の皆さんに知っていただくのかという点と、成年後見制度を担う人材をどう確保していくかという2点だ。今後もこうした課題を協議会にて検討していきたい。</p>
O 委員	<p>この協議会の目的が、少し見えづらいというご意見もあった。次回までにこの点を整理する必要がある。成年後見制度に関しては課題が山積しているので、豊島区の地域課題について協議会で様々なご意見をいただきたい。</p>

会長	<p>1人ではなかなか生きていくことが難しい方、生きづらい方がいる。その方々に寄り添っていくために、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業がある。また、意思決定支援が大きなキーワードになっているため、その人の近くにいる方、支援に関わる方々のサポートが重要になる。今後も皆さんと議論していけたらと考えている。</p>
----	---

(次回開催予定)

令和6年1月30日(火) 18時30分～20時30分